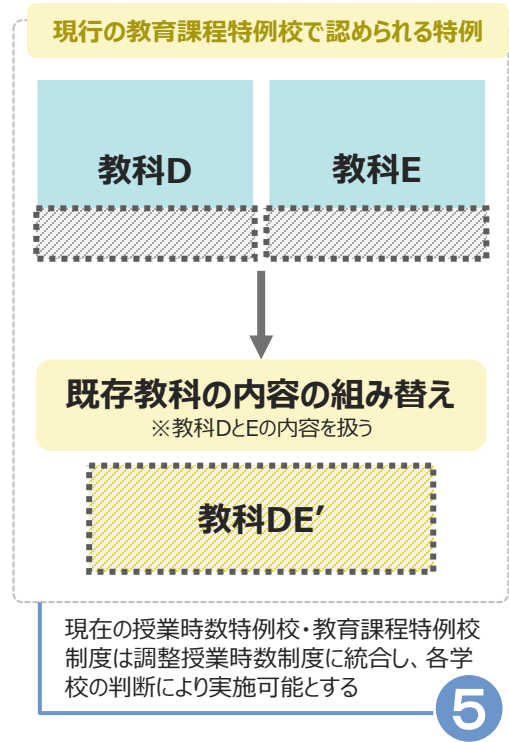
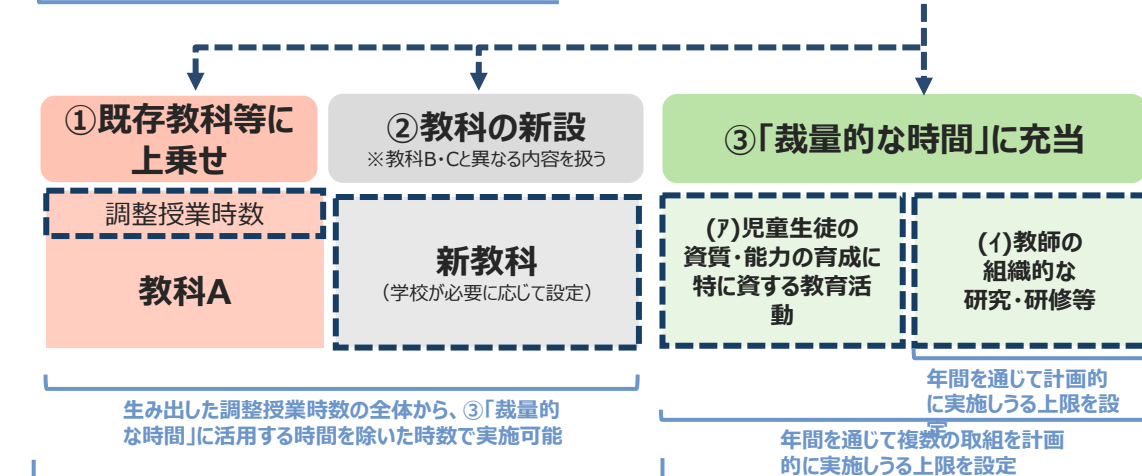


参考資料④

柔軟な教育課程

調整授業時数制度の仕組みの方向性（イメージ）

- 1**
- 標準授業時数が35コマ以下の教科等は調整可能な教科等（標準を下回って時数を設定してよい教科等）の対象
 - 「総合的な学習の時間」も調整の対象
 - 調整後の時数は35コマ以上とする
- 2**
- 標準を下回って設定可能な時数幅の上限は、時数調整対象の教科等の1割以上で検討



既存教科等への上乗せ

要件

なし

上限

調整授業時数の中で活用可能な時数の上限を設定せず、調整授業時数として生み出した時数のうち、「裁量的な時間」として活用する時数を除いた時数で実施可能

4

学習枠

要件

各教科等の内容に該当しない、もしくはいずれか一つの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること等の要件を設定

類型

- ① 個に応じた学習過程の充実に資する取組
- ② 学習の素地を高める取組
- ③ 関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組
- ④ その他地域等の特色を生かした取組

上限

年間を通じて複数の類型に属する取組を実施することも想定し、適切な上限を検討

3

研究・研修等枠

要件

学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的・計画的な取組であること等の要件を設定

類型

- ① 質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究
- ② 教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修
- ③ 児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議
- ④ 学校と地域の連携体制の確保

上限

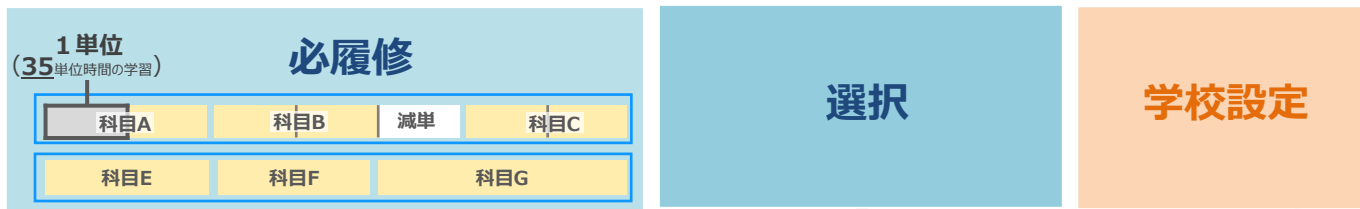
「学習枠」の上限の内数として設定。年間を通じて計画的に実施することも想定し、適切な上限を検討

3

高等学校の教育課程の柔軟化の仕組みの方向性（イメージ）

（週当たり授業コマ数）

1 2 3 ... 28 29 30 コマ



2

1単位の計算

50分×17コマで
 1単位を標準
 （新しい算定による
 単位を便宜的に
 「新単位」という）

1

柔軟な組み替えを可能に

- 「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」し、科目の柔軟な組み替えを可能に

（具体例）

- 理科の基礎系科目を統合
- 国語科と探究を組み合わせ
- 数学Ⅰと学び直しの学校設定科目を組み合わせ 等

組み替えの要件のポイント

- 元の教科・科目の目標の趣旨を損なわない
- 教育課程全体として、組み替え前と同様の成果が期待される
- カリキュラム・ポリシーとの関連で、変更の趣旨・内容を公表し、生徒・保護者等に説明する

科目の内容の取扱い

- 従前同様、生徒の実態を踏まえ特に必要な場合は「基礎的・基本的な」事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことが可能
- その上で、「発展的・探究的な」事項に重点を置いた選択的な取り扱いも可能とする

5

学校設定教科・科目の単位数の上限

卒業単位に含まれる学校設定科目の単位数上限について
 普通科 ⇒ 28単位
 その他普通教育を主とする学科 ⇒ 36単位
 に増加させることの適否を検討

週当たり授業時数

標準を示さない
 （現在週当たり30コマが標準）



免除・振替

週当たり授業時数の標準は示さない

コマ

3

減単の考え方

- 「一定の限度の下で減単可」という考え方が基本
- 現在減単できない標準が2単位の必修科目についても、1新単位の範囲内で減単を認める
- 各必修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可
 （公共、芸術（音楽Ⅰ or 美術Ⅰ or 工芸Ⅰ or 書道Ⅰ）、情報Ⅰ、家庭基礎）

4

科目の履修免除の要件のポイント

- 社会的信頼性が確立した外部試験により、免除科目の知識・技能の習得が概ね判断可能
- 振替科目等の履修により、免除科目の資質・能力を発展的に育成可能で、総合的な代替性がある
- 生徒の実態・希望を踏まえ、資質・能力の育成に大きく上回る成果が期待できる

履修免除の対象科目

- 外国語・数学を対象に制度運用を開始していくことを念頭に検討
- 具体的な外部試験の種類や、履修免除に必要な級の水準等については、外国語WG及び算数・数学WGにおいて議論

6

必要な改善・質確保のための仕組み

これらの仕組みの不適切な運用を防ぎ、国・都道府県等・各学校が必要に応じて改善を図り、質を確保できるようそれぞれの役割を整理
 （補足イメージ②参照）

先行的に教育課程の柔軟化に取り組む学校の指定状況（研究開発学校、教育課程柔軟化サキドリ研究校）

「調整授業時数制度」導入後の円滑な制度実施に向けて、全国の学校や教育委員会での知見の蓄積が喫緊の課題。
研究開発学校において先行的に教育課程の柔軟化に取り組むとともに、令和8年度より「調整授業時数制度」（既存の各教科等への上乗せ、教科の新設、裁量的な時間（学習枠、研究・研修等枠））を先取りして試行する学校を「**サキドリ研究校**」として指定。

国として、情報交換会やフォーラムの開催などを通じて、こうした学校の取組を支援するとともに、知見の蓄積及び横展開に取り組む。



指定校数 (令和8年4月現在) **合計：400校**

研究開発学校

- ・管理機関（設置者等）：**9** 都道府県
- ・学校数：**68** 校
 (小：52 中：16)

サキドリ研究校

国公立	公立	国立	合計	学校種	小学校等	中学校等	義務教育学校
学校数	319	13	332	学校数	204	118	10

※指定期間 令和8年4月～令和10年3月

*小学校等には、義務教育学校の前期課程のみ指定を希望する学校を含む
 *中学校等には、中等教育学校（前期課程）
 義務教育学校の後期課程のみ指定を希望する学校を含む
 *義務教育学校は、前期課程と後期課程の両方の指定を希望する学校

都道府県別

区分	研究開発学校		サキドリ研究校			合計
	小	中	小	中	義務	
北海道		1	2	1		4
青森県			1			1
岩手県			2	1		3
宮城県			3	1		4
秋田県				1		1
山形県				1		1
福島県			3	1		4
茨城県			4	1	1	6
栃木県			1	1		2
群馬県			3	2		5
埼玉県	3	1	3	1		8
千葉県			5	5		10
東京都	23	4	10	2		39
神奈川県			8	7		15
新潟県			1	1		2
富山県			9			9
石川県					1	1
福井県				1		1
山梨県			1			1
長野県			4	5		9
岐阜県			1	2		3
静岡県			3	1		4
愛知県			1		1	2

区分	研究開発学校		サキドリ研究校			合計
	小	中	小	中	義務	
三重県			3	3		6
滋賀県	4		4			8
京都府			4	4		8
大阪府			3	1		4
兵庫県			2	2		4
奈良県			3	2	2	7
和歌山県			3	3		6
鳥取県				1	1	2
島根県			2	1		3
岡山県			2	1		3
広島県			3	1		4
山口県			1	2		3
徳島県			1	1		2
香川県			3	1		4
愛媛県			3	4		7
高知県			4	3		7
福岡県	8	2	10	3		23
佐賀県			3	1	1	5
長崎県			3	2		5
熊本県			7	1		8
大分県	1		4	1		6
宮崎県			2	2		4
鹿児島県			3	2	1	6
沖縄県			2			2

指定都市別

区分	研究開発学校		サキドリ研究校			合計
	小	中	小	中	義務	
札幌市			4	1		5
仙台市			1	3		4
さいたま市			4	2		6
千葉市			2	1		3
横浜市	1		3	2	1	7
川崎市			6	3		9
相模原市			2	1		3
新潟市			4	1		5
静岡市			2			2
浜松市			3			3
名古屋市	11	8				19
京都市	1		5	4	1	11
大阪市			2	3		5
堺市			2	2		4
神戸市			4	3		7
岡山市			3	2		5
広島市			3	1		4
北九州市			3	1		4
福岡市			3	3		6
熊本市			2	1		3

国立大学別

区分	研究開発学校		サキドリ研究校			合計
	小	中	小	中	義務	
北海道教育大学				1		1
山形大学				1		1
福島大学					1	1
埼玉大学				1		1
東京学芸大学				1		1
横浜国立大学				1		1
富山大学				1	1	2
金沢大学					1	1
京都教育大学					1	1
大阪教育大学					2	2
熊本大学					1	1
合計	52	16	204	118	10	400

都道府県・指定都市あたり
平均 サキドリ研究校数：4.8校

サキドリ研究校における取組例

教科の新設

(奈良県広陵町立広陵中学校)
「広陵探究」を新設し、社会科で学ぶ地域の学習をベースに、さまざまな資料や情報を収集・比較して、広陵町の課題を考え、よりよい広陵町をつくるにはどうしたらよいかを生徒が主体的に探究する。

(福島県いわき市立勿来第一小学校)
「しあわせ探究科」を新設し、震災復興の中で育成の必要性が明確になりながらも、道徳科の枠組みでは十分に扱いきれなかった8つの資質・能力（主体的行動力、レジリエンス、ボランティア精神等）を明確に位置付けて、地域課題と結び付けた独自教科として展開する。

裁量的な時間（学習枠）

① 個に応じた学習過程の充実に資する取組

(例) 個別最適な学びを実現するための自己課題の発見および解決を行う。(岩手県遠野市立遠野東中学校)

② 学習の素地を高める取組

(例) すべての学年に1コマ30分の「たまいちタイム」を設定し、E S D等の個人の探究やそれをねらいとした体験活動等を行う。(東京都多摩市立多摩第一小学校)

③ 関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組

(例) 互いの思いや個性を認め合い、多様な他者と人間関係を形成するため、話すこと・聞くことなどの伝え合う力を育成し、協働してよりよい学校生活を送っていかうとする態度を育む。(兵庫県宍粟市立河東小学校)

④ その他地域等の特色を生かした取組

(例) 創立100周年を2年後に控え、学校の歴史調べ、地域の伝統文化の体験学習等を行う。(川崎市立幸町小学校)

裁量的な時間（研究・研修等枠）

① 質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究

(例) ICTを効果的に活用した事例研修を行い、45分授業においても従来の50分授業と同等の学習効果を生み出すための工夫を共有・実践する。(長崎県諫早市立真城中学校)

② 教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修

(例) 子どもの「問い」から始まる、子ども自ら主体的に学ぶ授業研究を行う。講師や経験豊富な先達教員から指導を受け、ともに学び、新たな指導法、授業づくりを研究する。(徳島県阿南市立吉井小学校)

③ 児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議

(例) 学校全体はもとより、低学年部、中学年部、高学年部の各ユニットの時間として、チーム担任制、教科担任制の運用、児童理解と支援についてチームとしての共有・協議を行う。(京都市立桂小学校)

④ 学校と地域との連携体制の確保

(例) 総合的な学習の時間において、地域の企業・大学等と連携し、子ども視点で「未来にあったらいいな」と思うモビリティやくらしを構想・創造する活動に取り組むことから、教職員研修として、社会の多様な専門性を取り入れた研修の充実に図る。(広島市立畑賀小学校)



「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための

サポートマガジン「みるみる」

子供を“みる”目
授業を“みる”目

○誰一人取り残すことなく全ての生徒たちの可能性を引き出すため、令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の考え方が提起された一方、取組を進めたいが具体的な実践イメージが湧かないとの声もあります。

○こうした悩みを抱える教師一人一人の豊かな実践を支えるため、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けた授業づくりにあたっての基本的な考え方や実際に様々な取組に挑戦している学校の実践を記事にしてまとめたオンラインマガジンを「note」に掲載しました。

基本編

【①これからの時代に求められる子供たちの資質・能力】

- #01 急速に変化し続ける社会
- #02 未来の創り手となる子供たちに育みたい資質・能力
- #03 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

【②「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の意義】

- #01 子供によって効果の高い学び方は違う
- #02 「孤立した学び」を防ぎ、学びを広げ深める協働的な学び
- #03 「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」の関係

【③「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に関するよくある疑問】

- #01 「個別最適な学び」はこれまでにない新しいことを目指しているのか？
- #02 全ての子供一人一人に教師が異なる指導をするのは現実的ではないのではないか？持続可能な形で実現していくためにはどうすればよいのか？
- #03 教師が指導性を発揮することは悪いことなのか？

【④「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」どのように進めていくのか？】

- #01 1コマ1コマの授業づくりから単元をベースとした授業づくりへ
- #02 「個別」「協働」「全体」の効果的な組み合わせによる単元の計画づくり

実践編

【実際の授業や教師へのインタビューを基に、授業づくりの具体的な取組を紹介】

○各教科における実践

- ① 戸田市立戸田東小学校
- ② 富山市立芝園小学校
- ③ 名古屋市立山吹小学校
- ④ 加賀市立山代中学校
- ⑤ 吉田町立吉田中学校
- ⑥ 宮城県仙台第三高等学校

○総合的な学習(探究)の時間における実践

- ⑦ 天童市立天童中部小学校
- ⑧ 福山市立福山中学校
- ⑨ 山梨県立笛吹高等学校

単元計画表や指導案の例など豊富な資料を掲載（実際の時間割や時程の見直しの例もあります）



単元課題

私達の住む「中部地方」とは、どのような地方なのだろう
～今年までの社会科の学習を生かして、自分たちで授業を作ろう～ 教科書範囲

単元	月	水	木	金
11/10-11/15	11/10	11/11	11/12	11/13
11/16-11/21	11/16	11/17	11/18	11/19
11/22-11/27	11/22	11/23	11/24	11/25
11/28-12/3	11/28	11/29	11/30	12/1
12/4-12/9	12/4	12/5	12/6	12/7
12/10-12/15	12/10	12/11	12/12	12/13
12/16-12/21	12/16	12/17	12/18	12/19
12/22-12/27	12/22	12/23	12/24	12/25
12/28-1/2	12/28	12/29	12/30	1/1

①単元課題を解決するために、「敬語」と「何をどのように進めていくのかを計画」し、先生の話を受ける。【**敬語伝達**】（主体）

②教科書、資料から課題解決に必要な情報を集める。【**情報収集**】（技能）

③集めた情報を意や思考ツールを使って整理し、見方・考え方を整理して、情報を分析する。【**整理・分析**】（思考・判断）

④4時間目に中間報告会を開催し、進捗状況を確認し合う。【**まとめ**】（表現）

⑤「学びの舞台」

6時間目に探究した内容をパネルディスカッション形式で議論する。【**まとめ**】（表現）

※協議したいと思ってもらえる人になる。また、自分で判断し、自分から声をかける練習！
※教室は8つの島を作っておき、協働しやすいようにする。
※毎回「振り返り」で学習した内容をリトリーブする。【**振り返り**】（主体）

子供に共有された「ラーニングガイド」内の単元計画

自動車作り手の立場に立てて調べたり話し合ったりする子供たち

区分	令和6年度 学年別授業時数				実習時間	実習回数
	第1学期	第2学期	第3学期	合計		
男子	311	320	250	247	177	176
女子	270	270	90	90	100	105
男子	141	180	180	178	177	176
女子	90	105	105	105	105	105
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	68	70	60	60	50	50
女子	34	35	35	35	35	35
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	90
女子	68	70	60	60	50	50
男子	34	35	35	35	35	35
女子	34	35	35	35	35	35
男子	102	105	105	105	90	

「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のためのサポートマガジン『みるみる』掲載の実践事例①

実践編①

「ワクワク」と「興味・能力」の
成長を促さない！
戸田市立戸田東小学校の挑戦

全ての子どもが熱中できる
単元づくり

【実践編①】戸田市立戸田東小学校の実践事例

- 第5学年／社会／単元「自動車をつくる工業～みんなの願いを乗せた夢のクルマプロジェクト～」
- 単元構想のポイント（本時1/11時間）
自動車工業に関わる人々の「思い」や「願い」を着眼点として、子供が自分なりの「夢のクルマ」を考える課題を学習のゴールに設定し、
自動車づくりを自分事として捉えながら工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉えられるようにする。

授業
の
流れ

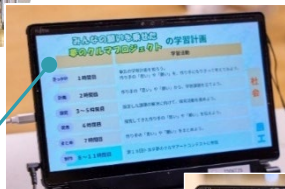


学習意欲を高める単元を通じた魅力ある学習課題の計画 **学習前**

自動車にこめられた作り手の「思い」や「願い」を単元を通して着眼点として提示。その上で、単元末に子供一人一人が自分なりの「夢のクルマ」を考え、まとめる活動を計画（学習内容を生かして「トヨタ夢のクルマアートコンテスト」へ作品を出品）。子供のワクワク感を高め、単元のゴールを意識した目的ある学習を促す。

単元の学習計画の共有 **学習前**

単元導入時に、単元全体の大まかな学習計画を子供と共有。子供が見通しをもって自律的に学習を進めることを促す。



単元を通して考えること
自動車にこめられた人々の「思い」や「願い」とは何なのか？

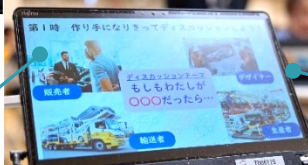
	知識・理解	思考・判断・表現	主体的な態度
A	作り手の「思い」や「願い」が自動車に込められていること、それが自動車にどのような影響を与えているのかを説明できる。	作り手の「思い」や「願い」を踏まえて、自分なりの「夢のクルマ」を設計できる。	学習意欲を高め、積極的に参加できる。
B	作り手の「思い」や「願い」が自動車に込められていること、それが自動車にどのような影響を与えているのかを説明できる。	作り手の「思い」や「願い」を踏まえて、自分なりの「夢のクルマ」を設計できる。	学習意欲を高め、積極的に参加できる。
C	作り手の「思い」や「願い」が自動車に込められていること、それが自動車にどのような影響を与えているのかを説明できる。	作り手の「思い」や「願い」を踏まえて、自分なりの「夢のクルマ」を設計できる。	学習意欲を高め、積極的に参加できる。

ルーブリックの提示 **学習前**

単元の目標に照らした観点別の評価基準を分かりやすく表したルーブリックを提示。子供が「目指す姿」や自らの資質・能力の高まりを意識しながら学習に取り組むことを促す。

学習課題の工夫 **学習中**

「カーデザイナー」「生産者」「輸送者」「販売者」4つの選択肢から選んだ立場になりきって、作り手の「思い」や「願い」を探る課題を設定。自分の興味・関心に応じた選択肢を設けることで、子供に自分事として追究することを促す。



学習を自ら調整できる場面を計画的に取り入れる **学習中**

4つの選択肢から自ら選んだ立場を踏まえて、工業生産に関わる人々の工夫や努力を探究する学習課題を設定し、自ら学習を調整しながら学習を進める場面を計画的に取り入れる。

多様な教材を活用できる環境整備 **学習中**

教科書、資料集の他、デジタル端末を活用して必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備。子供に目的に応じて多様な教材を選択したり組み合わせたりしながら工夫して学習を進めることを促す。



他者と協働できる環境整備 **学習中**

追究の状況に応じて友達同士で協力して学習できる環境を整備。子供に必要に応じて友達と協働しながら自らの考えを広げ深めることを促す。

状況に応じた教師の支援 **学習中**

子供一人一人の学習状況のきめ細かい見取りを基に、学習がうまく進んでいない子供には発問したり具体的にアドバイスしたりするなど適切に支援。子供のより探究的な学びと学びのさらなる深まりを促す。



互いの考えの共有・関連付け **学習後**

「カーデザイナー」「生産者」「輸送者」「販売者」それぞれの立場で考えたことを全体で共有。子供に互いの考えの関連付けを促すとともに、次時への意欲付けや見通しをもつことを促す。

「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のためのサポートマガジン『みるみる』掲載の実践事例②



【実践編④】加賀市立山代中学校の実践事例

- 第3学年／英語／単元「Unite6 Beyond Borders (New Horizon3)」
- 単元構想のポイント（本時1/9時間）
国際協力、相互協力、相互援助をテーマに扱ひ、国際社会に対する願いや自分たちが貢献できることについて、国際社会の一員としての子供たちの意識を高めながら、仮定法や関係代名詞といった言語材料を用いて自分の考えを英語で発信することができるようにする。

授業の流れ

学習の目的意識を高める導入の工夫

日本と発展途上国それぞれの子供たちの学校生活に関する写真等を提示し、それらを比較させる活動から導入。恵まれない環境に置かれた子供たちの生活に触れることで、単元のテーマである国際協力や相互援助への子供の意識を高め、その後の学習の目的意識を高めることを促す。

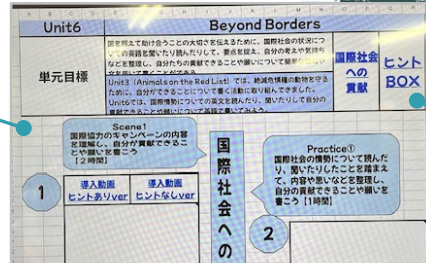
学習前



「単元マップ」による単元の学びの共有

単元導入時に、単元名、単元の目標、単元の学習の流れ、時数、教材（学習材）、評価の観点など、単元の学習に関する情報をまとめた「単元マップ」をデジタル端末・クラウド環境を通じて共有。子供が見通しをもち、単元全体の学習を俯瞰しながら自律的に学習を進めることを促す。

学習前



つまづきを支える学習材の用意

「単元マップ」内に「ヒントBOX」を設け、子供がつまづきやすいポイントに応じてヒントとなる資料を用意。子供に必要なに応じていつでも参照し、自らつまづきを克服して自力で学習を進めることを促す。

学習中

個々のペースでアクセスできるデジタル教材の活用

デジタル教科書とともに、主教材となる「国際協力のキャンペーン動画」（「英語の字幕あり/なし」の2種類）は、「単元マップ」を通じてクラウドで保存。子供は何度でも動画視聴が可能となり、自分のペースで粘り強い取組を促す。

学習中



選択できる課題レベルの設定

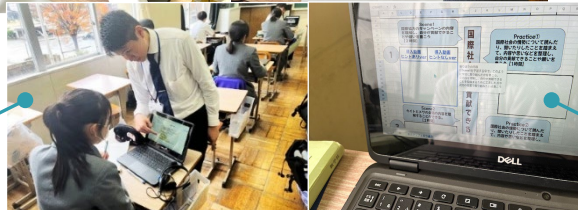
動画視聴の後、「この地域の子供たちに貢献できること・現状に対する想い」について自分の考えを英語で書く活動の際には、選択できる2種類の課題レベルを設定。子供に理解度に応じて自分に合った課題を選択して課題にチャレンジすることを促す。

学習中

教師による積極的な見取りと支援

子供一人一人の学習状況を見取りながら、特につまづいている子供・困り感を抱く子供に対しては、学習内容のみならず、英語科の特性に応じて学び方のコツを積極的に助言。子供の自律的な学びを支えるとともに、学習意欲の持続を促す。

学習中



振り返りの実施と蓄積

単元マップと一体化した振り返りシートを用意し、学習活動ごとに「学習への取り組み方」「次時に取り組みたいこと」などの視点を提示して振り返りを実施し、記録を蓄積。子供に学びの手応えの自覚と、さらなる学習改善、自律した学び手への成長を促す。

学習後

参考資料⑤
**特定分野に特異な才能のある
児童生徒に対する指導・支援の
在り方**

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～【概要】

1 特異な才能のある児童生徒をめぐる現状

- ・特異な才能のある児童生徒は、言語・数理・科学・芸術・音楽・運動など様々な領域に高い能力を示す。
 - ・社会問題など、特定の事柄に強い関心を示すこともある。
 - ・強い好奇心や感受性、過敏な五感、機能間の発達水準の偏りなどの認知・発達の特性を示すこともある。また、障害を併せ有する場合もある。
- ⇒ 上記の特性がゆえに、困難を抱えることもある。

2 指導・支援に関する課題

● 学習に関する状況

- ・授業での学習内容が知っていることばかりでつまらない。
- ・発言すると雰囲気壊してしまうので、分からないふりをしていた事例も。
- ・資質・能力を伸ばせない。充実した学びができない。

● 学校生活に関する状況

- ・知的側面が年齢不相応に発達しているため、同級生との会話や友人関係構築に困難。
- ・教師との関係で課題を抱える場合もある。
- ・集団の中でトラブルや孤立が発生する場合もある。

⇒ 以上の結果、不登校になることもある。

● 特異な才能のある児童生徒を取り巻く状況

- ・教師・学校・教育委員会による効果的な支援が行われている実態もあるが、各主体の理解や体制に左右。
- ・興味・関心に合った学校外の学びの場にアクセスできない（地域偏在）や、情報が届かない状況。
- ・環境整備に当たっては、国民的な合意形成の視点も重要。

3 今後の取組の基本的な考え方

- ◎ 多様な一人一人の児童生徒に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、支援策を考える。
- ◎ 特異な才能のある児童生徒が抱える学習上・生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに、個性や才能を伸ばす。

<留意点>

- ・何らかの特定の基準や数値によって才能を定義しない。（ラベル付けや過度な競争はしない。）
- ・学校現場が分断されたり、特異な才能のある児童生徒が差別対象となったりしないよう留意。

<取組を進める上での考え方>

- ・学校種の特性を踏まえる

〔	義務教育段階：学校内の多様性と包摂性を高める中で一人一人の社会性を涵養。飛び級は慎重に検討。
	高校段階：学校外学修の単位認定などを活用。
- ・学校外の学びの場を積極的に活用

・デジタル社会の進展を踏まえ、ICTを積極的に活用

- ・教育課程に求められる共通性との関係に留意

4 今後取り組むべき施策

有識者会議が想定する「あるべき姿」

● 教室や学校の様子

- ・学校の教室で、特異な才能のある児童生徒も含む子供たち一人一人が、その多様性を認められている。
- ・教師の理解の下、一人一台端末も活用して学習内容の習熟の程度に応じた学習も取り入れ、かつ子供たちがお互いに高めあう教育活動が行われている。
- ・上記の姿が実現してもなお、困難が生じている場合、普段過ごす教室とのつながりが切れることのないように配慮しつつ一時的に別の教室等で特性等に合った学習等を行うことが可能。

● 学校外での学びとの連携

- ・大学や民間事業者、非営利法人、教育支援センターなどの学校外の様々な機関等が、学校や教育委員会と連携し、夏休みや休日などに提供されるプログラムや、学校にしながらオンラインで提供されるプログラムなどを提供。

● 周囲の理解等

- ・教職員からの理解や、家庭・地域社会からの理解と協力を得ている。また、教職員や保護者が必要に応じていつでも相談できる体制も整えられている。

特異な才能のある児童生徒を含む全ての子供たちが、自らの理解の程度や知的好奇心に応じ積極的に学習に取り組み、お互いに特性やよさを認め合い、安心感・充実感をもって学校生活を送ることができる。

具体的な施策

- 1 **特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進**
・教職員の理解のための研修動画の作成など

- 2 **多様な学習の場の充実等**
・学校内の教室以外で、安心して過ごせるような居場所の充実（校内教育支援センターの活用など）
・養護教諭・SC・SSW・学校司書・学習指導員の活用
・既存の支援策の推進
 - * スーパーサイエンスハイスクール
 - * WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
 - * 大学等が理数系分野で突出した能力を有する児童生徒の能力を伸長する「ジュニアドクター育成塾」、「グローバルサイエンスキャンパス」
 - * 国際科学技術コンテスト（科学オリンピックなど）
 - * 国立文化施設における研修、音楽・舞踊分野等での高校生の海外研修
 - * スポーツ分野における取組

施策間の成果の往還により、
全体としての施策の質的向上に総合的に取り組む

- 3 **特性等を把握する際のサポート**
・認知・発達・行動の特性等を把握するアセスメントツール等の情報収集

- 4 **学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供**
・プログラム・イベント・人材等を集約するオンラインプラットフォームの構築

- 5 **実証研究を通じた実践事例の蓄積、横展開**

<検証すべきこと>

- * 子供の関心等に応じた授業、多様性を包摂する学校教育環境
- * 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
- * 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
 - ※ 出席扱いとする場合の考え方（判断の主体、要件）の整理が必要
- * 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応
- * 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など



1. 基本的な考え方

- 特異な才能のある児童生徒（以下「特才児童生徒」という。）の支援の必要性に関する考え方を、
 - ① 才能や特性ゆえに抱える学習上・生活上の困難の軽減や克服を図る
 - ② 「好き」を育み「得意」を伸ばし（才能を伸長）、我が国の学校現場が「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却する契機とする
 - ③ 本人の困難の軽減や自己実現を支えつつ、社会全体の活力や創造性の向上を通じた経済社会の発展にも繋げる
 という3つの観点から整理。
- また、特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程の編成を可能とする制度の創設に向け、以下のような制度構築に当たっての基本的な考え方を整理。
 - ① まずは、通常の教育課程における支援の可能性を検討し、その上で、通常の教育課程のみでは支援が十分できない児童生徒を特別の教育課程の対象とする
 - ② 児童生徒の有する特異な才能の伸長と、学習上・生活上の困難の解消の双方をバランス良く目指していく
 - ③ 「実現可能かつ持続可能な仕組みを創設する」という、制度構築の基本的な考え方を踏まえ、まずは一定数の事例を創出し、その上で運用上の成果・課題を踏まえて随時仕組みを改善し、徐々に事例を増やしていく
 - ④ 対象の児童生徒であっても、特別の教育課程で実施する特性等に応じた高度な内容に係る部分（以下「対象活動」という。）以外は、他の児童生徒とともに、基本的に通常の教育課程に基づく教育活動の中で学ぶことが前提

2. これまでの検討

- その上で、以下を中心に議論を行ってきた。
 - ① 特別の教育課程による実施する活動（対象活動）とそれに伴って実施しないこととする教科等の学習（相当教科等）の考え方
 - ② 対象活動を実施する機関（実施機関）や活動の場所に関する考え方（デジタル学習基盤やweb会議システム等も効果的に活用）（※）
 - ③ 個別の指導計画の必要性とその備えるべき特質
 - ④ 特別の教育課程の対象児童生徒の判断や、指導計画の作成・改善等を専門的見地から支える相談支援体制の充実の在り方

※性暴力防止対応を含む子供の安心・安全のために必要な留意事項についても別途整理

3. 「運用の手引き」の作成

- WGにおいて検討した本制度に係る基本的な考え方、制度設計に係る一定の方向性を踏まえ、教師、学校、教育委員会、大学等の実施機関、相談支援機関等の関係者が過度な負担なく、必要な場合に制度を活用して指導・支援に繋がられるよう、制度の詳細や、具体的な手続きのイメージ、実務に係る事項について「運用の手引き」を作成し、整理する
- 「運用の手引き」は、実際の運用を通じて得られる成果・課題を踏まえて随時改善を図る

参考資料⑥

特別支援教育

障害のある子供の学びの場と教育課程

小・中・高等学校

通常の学級

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施
- ※ 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が小・中8.8%、高(通信除く)2.2%(R4)

通級による指導

- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために実施する特別の指導

対象障害種

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

児童生徒数 (R5)

約203,400人
(小:約166,600人、中:約34,400人、高:約2,400人)

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 各教科等は通常の学級で授業を受けつつ、障害に応じた特別な指導として、自立活動の内容を参考とした指導を実施。学校の教育課程に加え、又は一部に替えることが可能
- ✓ 年間35単位時間(学習障害・注意欠陥多動性障害は10単位時間)から280単位時間までを標準

特別支援学級 (小・中)

- 小・中に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級

対象障害種

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

児童生徒数 (R7)

約419,700人
(小:約299,200人、中:約120,500人)

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を実施
- ✓ 障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う各教科に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成

特別支援学校

- 障害のある児童生徒に対して幼・小・中・高に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

対象障害種

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

幼児児童生徒数 (R7)

約158,900人
(幼稚部:約1,100人、小学部:約55,500人、中学部:約35,000人、高等部:約67,400人)

教育課程

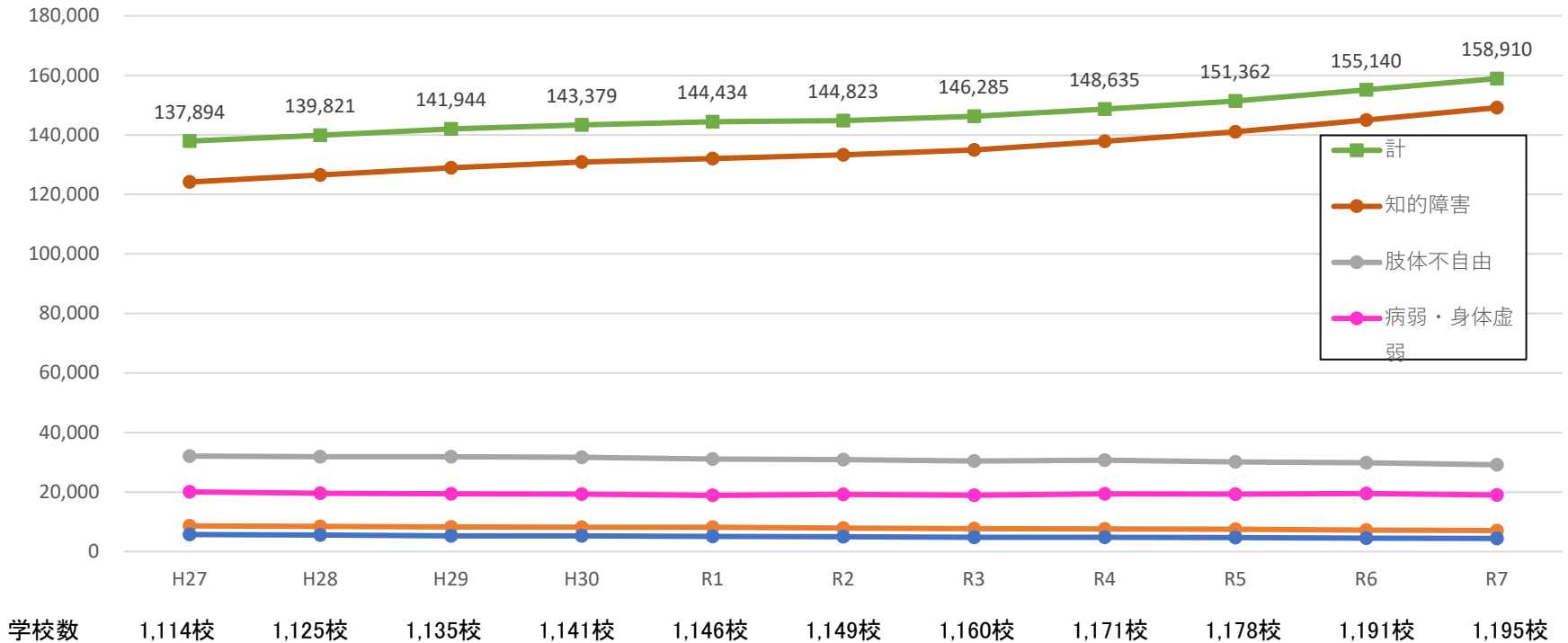
- 特別支援学校学習指導要領等に基づき幼・小・中・高に準じた教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を実施
- ✓ 障害の状態により特に必要な場合や重複障害の児童生徒は弾力的な教育課程の編成が可能
- ✓ 知的障害者である児童生徒は、知的障害の特性等を踏まえた各教科等による教育課程を編成

障害のある子供一人一人について、関係機関との連携を図り長期的な視点で教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」と一人一人の教育的ニーズに応じた目標、内容、方法等を明確にする「個別の指導計画」の作成・活用が必要(通常の学級については努力義務)

いずれの学びの場であっても、本人・保護者から何らかの配慮が求められた場合には、**過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供**

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移

(名) 特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移（各年度5月1日現在）



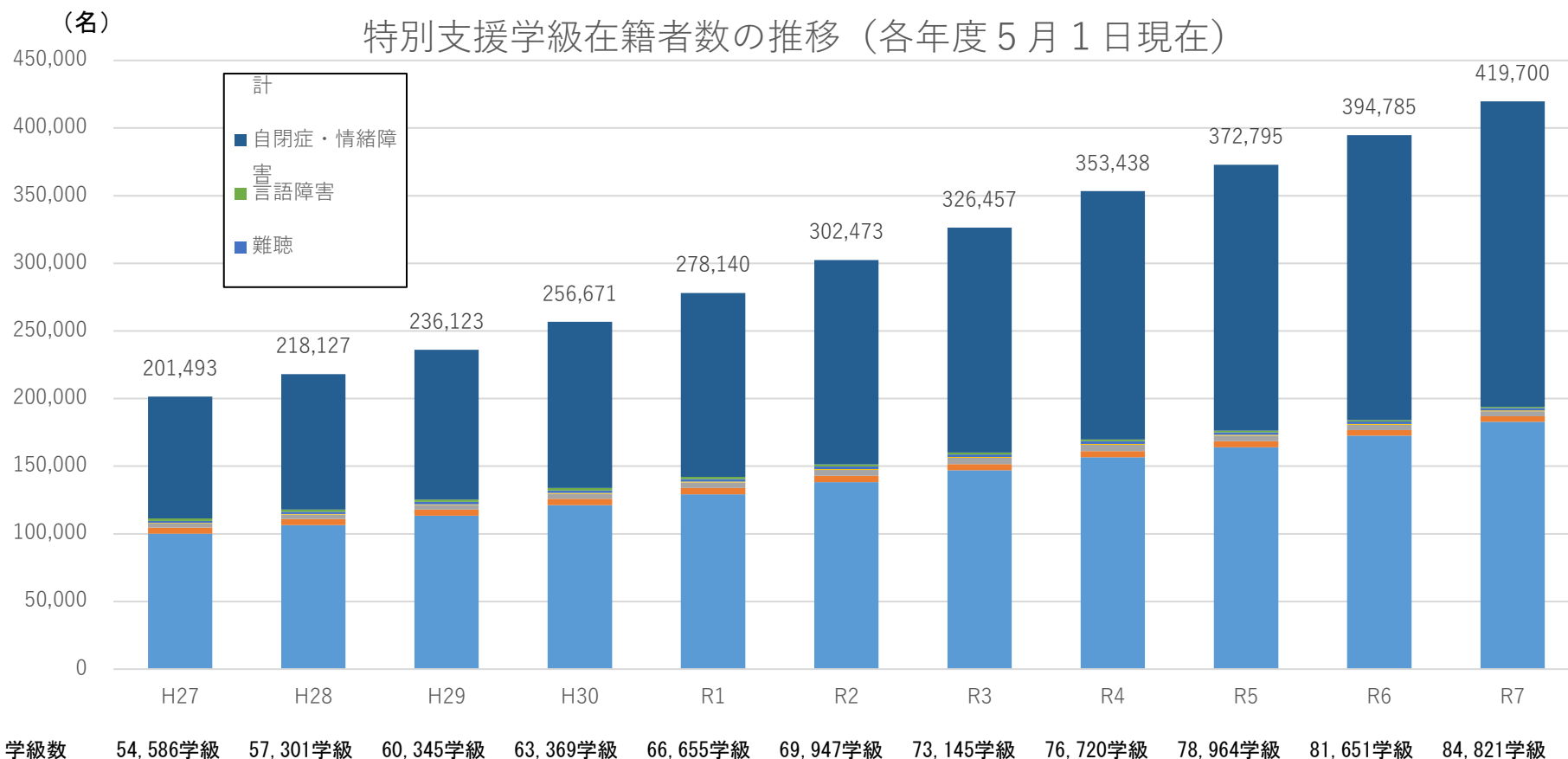
【令和7年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱
学校数	84	121	840	341	155
在籍者数	4,407	7,057	149,135	29,164	18,994
学級数	1,948	2,668	34,612	11,691	7,673

(出典) 学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

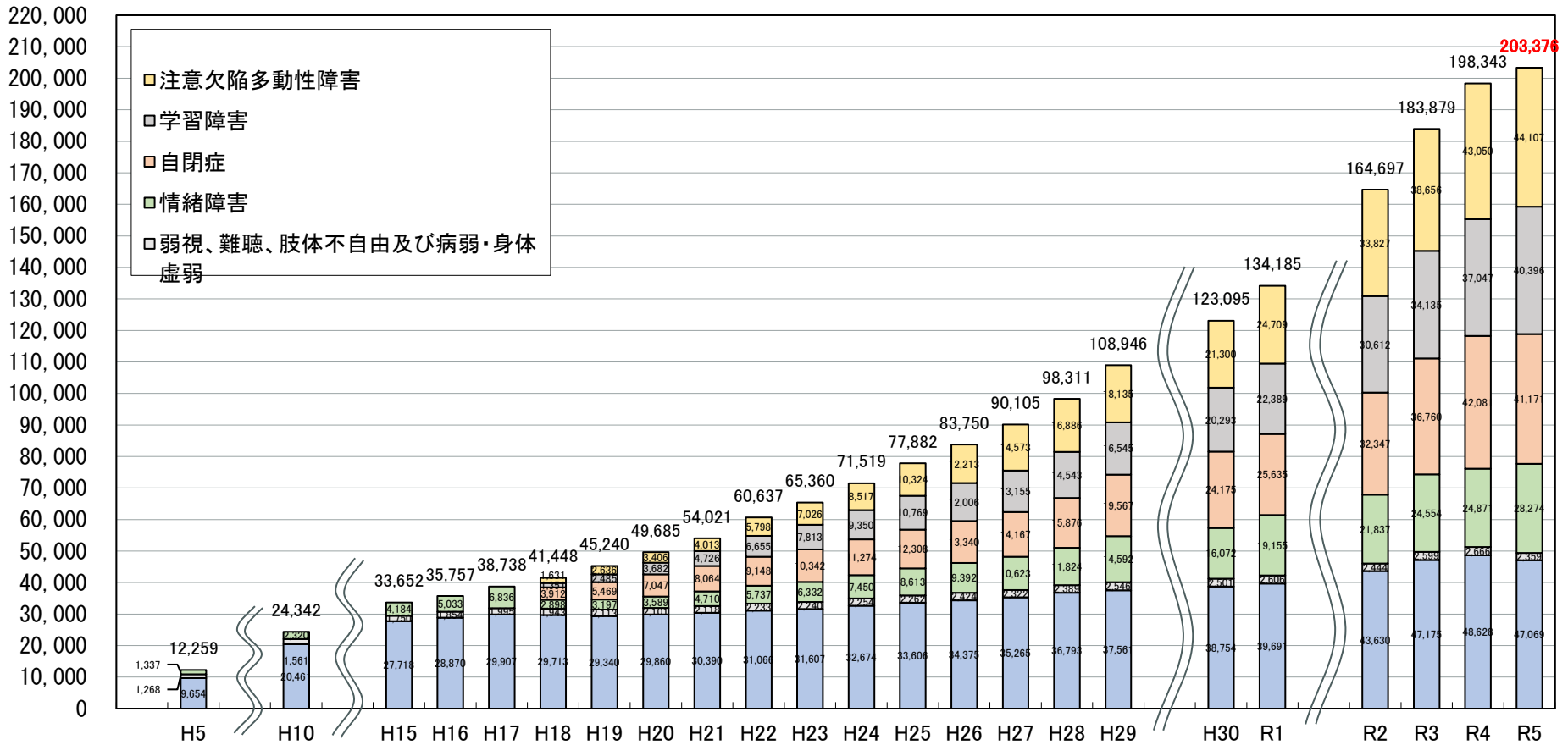


【令和7年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害
学級数	35,573	2,980	2,737	504	1,303	514	41,210
在籍者数	182,885	4,056	3,727	559	1,777	840	225,856

(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度～令和5年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

学校における障害者差別解消法を踏まえた対応について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されており、教育現場において対応が求められている。

不当な差別的取扱いの禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。
(第7条第1項、第8条第1項)

合理的配慮の提供とは

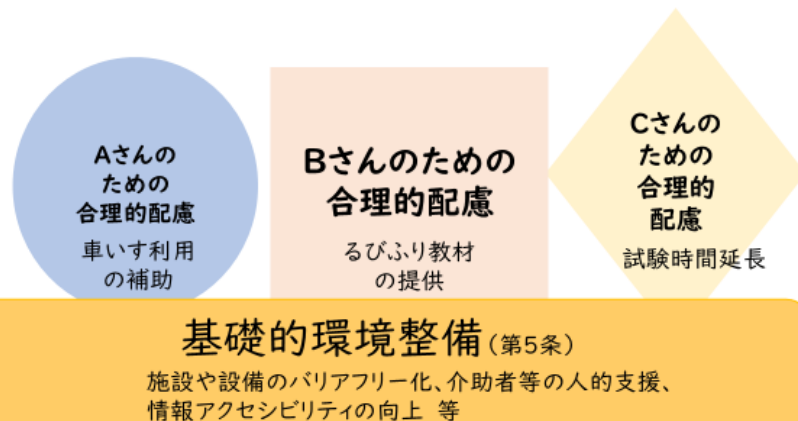
障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
(第7条第2項、第8条第2項)

※過重な負担については、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性性の高いものである**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものであり、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。

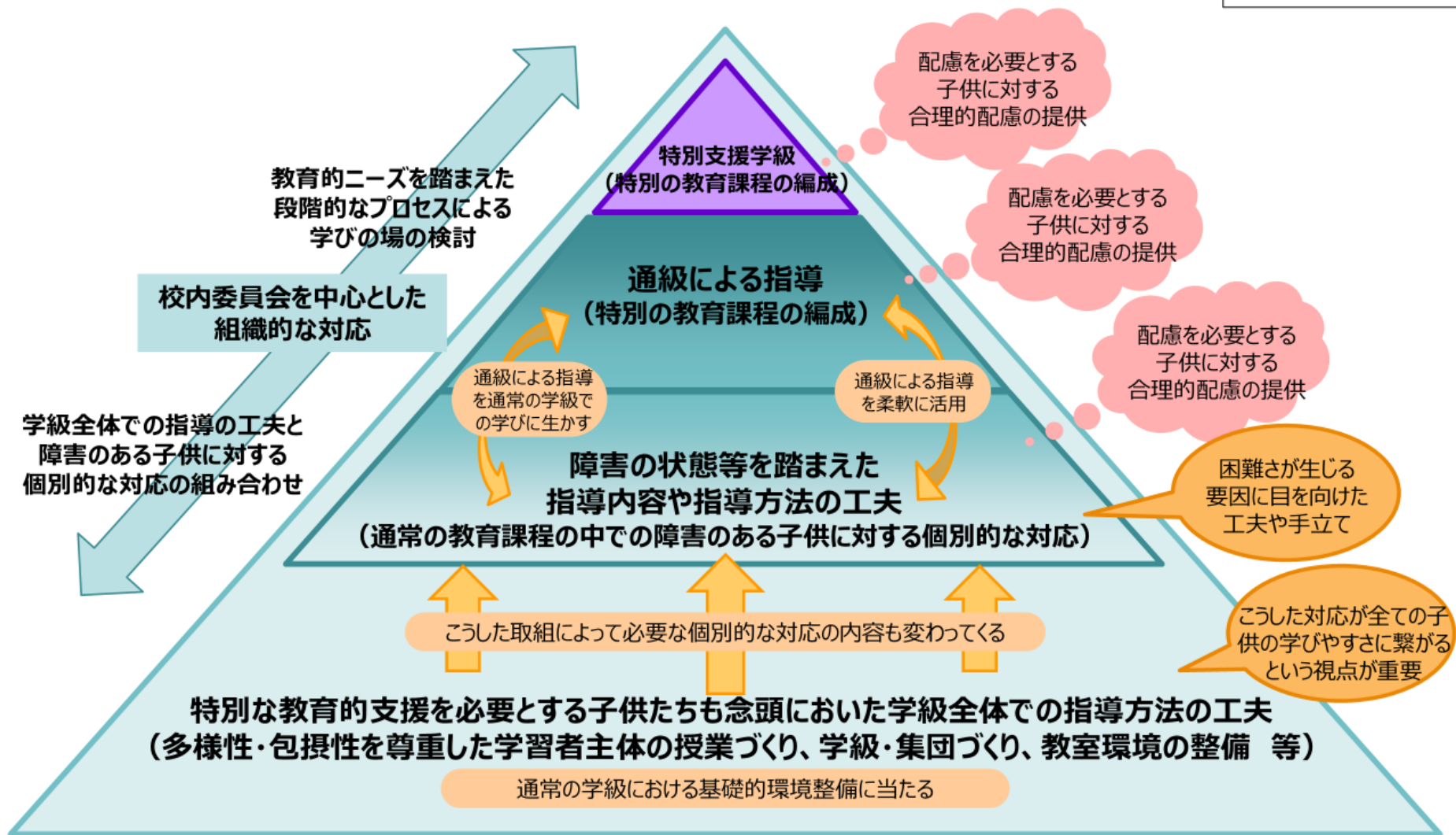


文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 (平成27年文部科学省告示第180号)

障害者差別解消法第11条第1項の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、**文部科学省が所管する分野における行政機関や事業者が適切に対応したり参考にしたりにするために必要な事項**を定めたもの。

小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)

第3回特別支援教育WG
会議資料より抜粋



※特別支援学級の対象： 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害
通級による指導の対象： 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

重層的な指導・支援

通常の学級において、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室・学習環境の整備を進め、その上で、障害の状態等を踏まえた個別の支援が必要な子供たちに対して、指導内容・指導方法の工夫に取り組むことが必要。さらに、通常の学級だけでは指導・支援が困難な子供たちに対して、通級による指導や特別支援学級における指導を実施することが必要。この「重層的な指導・支援」の実施に当たっては、様々な教育的ニーズのある子供たちに対する多様性・包摂性を尊重した学級全体での指導方法の工夫や環境設定（基礎的環境整備）が重要な土台となる。

障害種ごとの配慮事項

現行小・中・高等学校学習指導要領総則及び各教科

各教科等における指導計画の作成に当たっての配慮事項・学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うものとする

- ・困難さの状態への対応にとどまらず、**困難さの背景に目を向けた指導**とすることが必要
- ・特に、**特別支援学級及び通級による指導**における**全国的な教育水準の保障**が必要

- ・**障害種ごとに想定される困難さに応じた、指導上の基本的な留意事項**
- ・**教師による指導上の工夫**

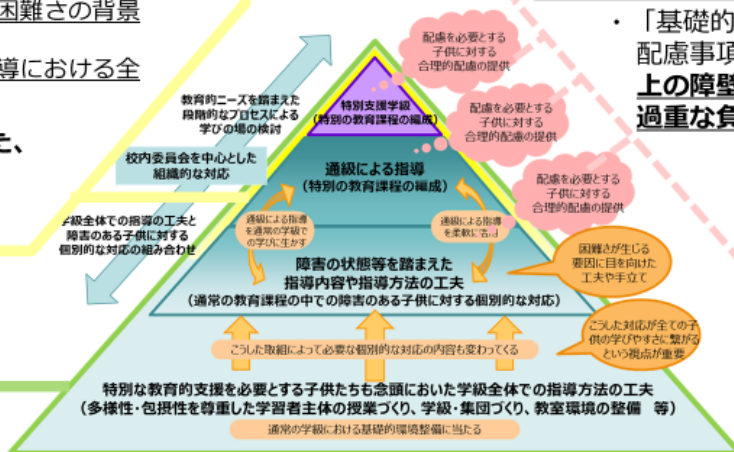
合理的配慮

障害者差別解消法（第7条第2項、第8条第2項）

障害のある人から、**社会的障壁を取り除くために対応を必要としている**との意思を伝えられた際に、**負担が過重でない範囲で対応**すること。

・「基礎的環境整備」及び「障害による困難さに応じた配慮事項」を踏まえた上で、**なお解消されない学習上の障壁に対して、個々の障害の状態等に応じて、過重な負担のない範囲で個別に対応**するもの。

- ・本人・保護者からの**意思表示を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成**を通じて実施。



基礎的環境整備

(デジタル学習基盤含む)

障害者差別解消法（第5条）

合理的配慮を的確に行うための事前の改善措置として、施設の構造の改善、設備整備、職員研修その他必要な環境の整備を行うこと。

- ・**不特定多数の特別な教育的支援を必要とする子供たちを対象として事前の改善措置を行うものであり、「障害種ごとの配慮事項」や「合理的配慮」の基礎となるもの。**
- ・**多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室環境の整備などを指し、全ての学びの場で行われるものである。**

※全体に対する基礎的環境整備や障害種ごとの配慮事項に、個々の教育上の合理的配慮が内包される場合もあることを踏まえ、まずは学校・学級全体での基礎的環境整備等に取り組むことが重要。

「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

＜読字困難の例＞

校内委員会を中心に学校全体で組織的に対応を検討・実施。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた取組



在籍する通常の学級において、学校全体での基礎的環境整備に加え、読字に係る負担を軽減し内容理解を促すため、授業内容のプリントをクラウド上で共有し、必要に応じて音声読み上げ機能を活用できるよう指導。

そのうえで、Aさんの読字の困難さに係る指導・支援が通常の学級だけでは困難であったため、Aさんの教育的ニーズや本人・保護者の意向等を総合的に勘案し、通級による指導を利用している。

障害種ごとの配慮事項（通級による指導）



スラッシュ読みなどを活用して、1文字ずつではなく語句をまとまりで読む指導や、漢字を部首やつくりから捉え、音声との結びつきを意識した指導を行い、その読みや意味を推測するための手掛かりを得られるようにするなど、自分に適した読み方、読みの覚え方を見つけられるよう指導。



Aさん
(通常の学級在籍)

合理的配慮の提供の状況



Aさんより、問題文を読むのに時間がかかってしまうため、定期試験において、問題文へのルビ振り及び試験時間の延長をしてほしいとの申し出があり、別室で個別に対応。

基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）の状況



文字情報に依存しない視覚的支援とするため、学校全体で、案内表示へのピクトグラムの使用や、係・当番の作業の流れを絵や図で示すことを統一的に実施。また、授業づくりにおいては、読字に係る負担を軽減するため、1行の情報量を少なくしたり、重要な用語に色分けや下線を引いたりするなどの読みやすい板書を全ての学級で行う情報提示の工夫として位置づけ、実施。さらに、校内研修を通じて、手順等の動画・図式化や画面表示の拡大・色調整、音声読み上げ機能の活用等について、その目的や方法を周知。

「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

＜難聴の例＞

校内委員会を中心に学校全体で組織的に対応を検討・実施。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた取組



Bさんの聞こえの困難に係る指導・支援が、通常の学級や通級による指導の利用だけでは困難であったため、Bさんの教育的ニーズや本人・保護者の意向等を総合的に勘案し、特別支援学級に在籍している。

学校全体での活動時や交流及び共同学習の実施時には、難聴特別支援学級における取組に倣い、障害のない子供と共に学ぶ機会を保障している。

障害種ごとの配慮事項（難聴特別支援学級）



学級の生徒3名に対して、学習に必要な背景知識を視覚教材等で補ったり、授業中の音声文字変換して提示したりするなど、内容理解が深まるように指導。また、視覚化が困難な抽象的な内容は理解しにくい傾向が見られるため、既知知識や経験等と関連付けながら、生徒が自らの言葉で説明する活動を意図的に取り入れて指導。



Bさん
(難聴特別支援学級在籍)

合理的配慮の提供の状況



Bさんより、授業時間内では十分に確認できないことがあるので、授業の振り返り場面の文字起こしの記録を見直したいとの申し出があり、当該場面の文字変換のデータを授業後に個別に提示して担当教師と共に確認。

基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）の状況



内容理解を促すように、難聴特別支援学級では、授業内容のプリントをクラウド上で事前配布。交流及び共同学習では、授業のめあてや流れ、時間配分などを視覚的に明示するなど指導方法の工夫を学校全体で統一して実施。また、聴き取りやすさにつながるように、椅子や机の脚にカバーを付けて騒音を低減するほか、聴き取りやすい話し方について校内研修で共有し全ての学級で実践。

特別支援学校設置基準の概要

趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）スケジュール

令和3年9月24日 公布
令和4年4月 1日 施行
令和5年4月 1日 施行（編制、施設及び設備）

參考資料⑦

幼兒教育

幼稚園・認定こども園・保育所について

○①幼児期の教育を行う学校である幼稚園、②幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園、③保育を必要とする乳幼児の保育を行う児童福祉施設である保育所については、その施設としての性格の違いから、対象年齢や開所時間等について異なるところ。

○一方で、この3施設の事務の輻輳や縦割りの問題は指摘されてきたところであり、

・**H27に子ども・子育て支援新制度が創設**されたことに伴い、**給付は一体化**（3施設に対し共通の給付（「施設型給付」）を行う）

※施設類型を問わず内閣府（R5～こども家庭庁）が一元的に所管。ただし、施設型給付を受けない幼稚園も一定数存在。

・**R5にこども家庭庁が創設**されたことに伴い、

・施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるよう、**教育・保育内容の整合性を確保**

・施設整備等の**補助金について、可能な限り一本化**

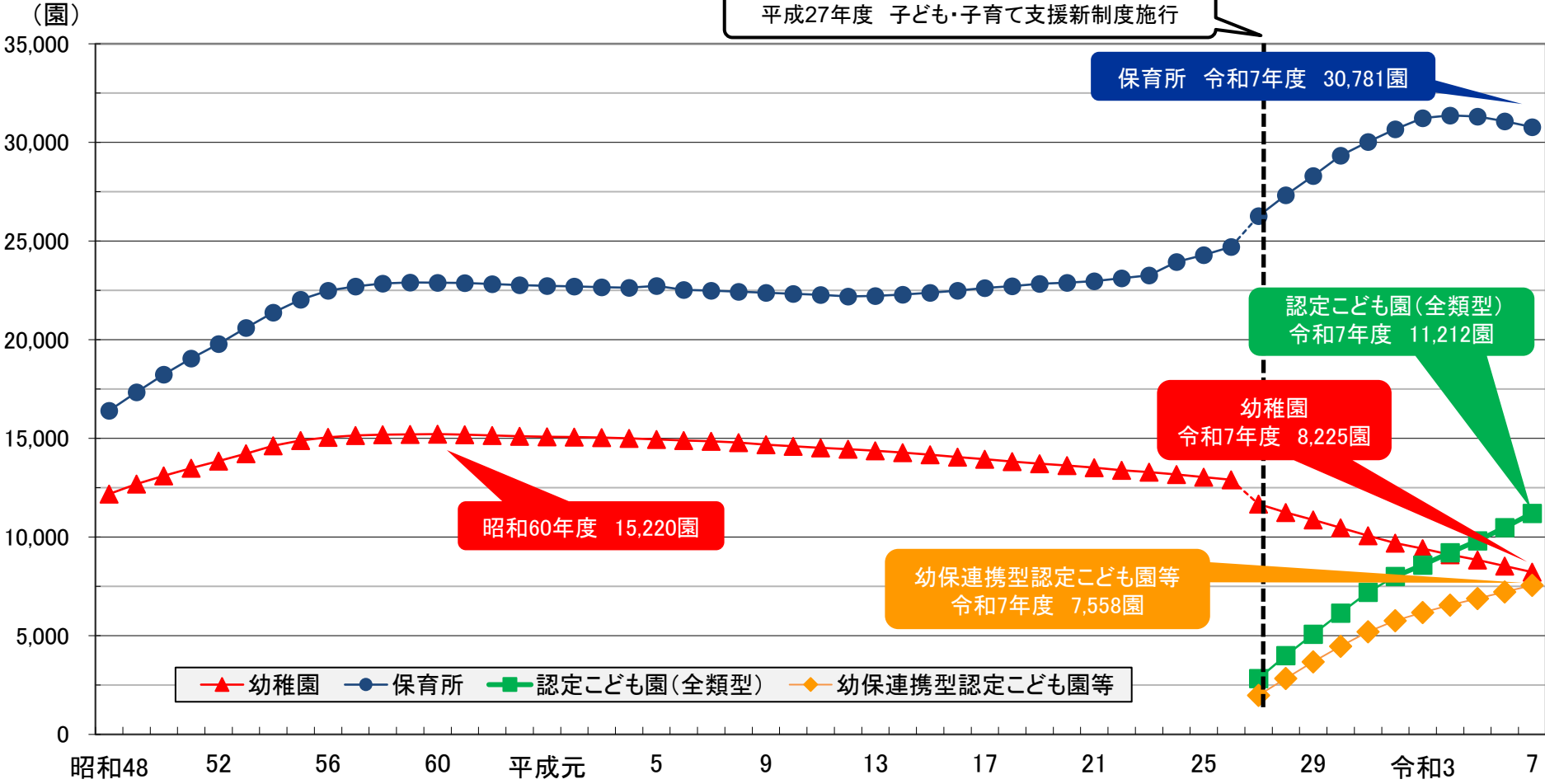
⇒ **文部科学省としては、こども家庭庁と互いに緊密に連携しつつ、特に教育を所管する観点から、施設類型によらず小学校就学前のすべての子供たちの学び（幼児教育）を支え、質の向上等を図り、小学校以降の教育に円滑に接続するため、その環境整備に取り組んでいる。**

項目	幼稚園 (文部科学省)	幼保連携型認定こども園 (文部科学省・こども家庭庁)	保育所 (こども家庭庁)
施設数(幼児数)	約8,200園(69万人)	約7,500園(85万人)	約22,000園(182万人)
施設の性格	学校		児童福祉施設
対象年齢	3～5歳		0～5歳 ※保育の必要性認定
教育・保育時間	原則4時間 ※預かり保育も可能(平日・週5日実施:92.2%)	原則8時間	
教育・保育内容	幼稚園教育要領 ※次回の改訂に向けて文部科学省がこども家庭庁と連携して見直しを進めている。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	保育所保育指針
職員の性格	幼稚園教諭(免許状)	保育教諭(幼稚園教諭免許状+保育士資格)	保育士(資格)
運営費補助	私学助成	施設型給付費(公定価格)	
保育料	設置者が設定 ※一定額を上限に給付	3～5歳児:無償、0～2歳児:所得等に応じた設定	
選考	建学の精神に基づく選考	応諾義務(利用定員を超える場合には、公正な方法等により選考)	

文部科学省が所管（幼保連携型認定こども園は、こども家庭庁との共管）

幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較

平成27年度 子ども・子育て支援新制度施行



(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値が「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値が「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より。
 ※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。